

年末・年始発熱患者受入保険薬局指定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染が発生する中、季節性インフルエンザとの同時流行により多数の発熱患者が発生することを想定して、年末・年始に発熱患者を受入れる県内の保険薬局（以下「年末・年始発熱患者受入保険薬局」という。）に対して、県が指定を行い医療機関等に周知することにより、年末・年始の医療提供体制の確保を目的とする。

(指定要件)

第2条 県が指定する年末・年始発熱患者受入保険薬局の条件は、次に掲げる事項をすべて満たす保険薬局とする。

- (1) 地域の医療機関と連携し、発熱患者の調剤を積極的に受け入れる体制が整備されている。
 - (2) 発熱患者と発熱していない患者等との動線を分ける、個室（隔離室）や屋外仮設テント等専用スペースが確保されている、ドライブスルーや駐車場で対応する等、十分な感染対策を講じている。
 - (3) 薬局の従業員に対する感染対策を講じている。
 - (4) 1日4時間以上開局（常駐）し、かつ24時間又は時間外の処方箋応需等、薬局の開局時間外であっても発熱患者への対応が可能である。
 - (5) ラゲブリオ（新型コロナウイルス治療薬）が処方された場合であっても、自局で対応または地域の薬局に協力要請する等、迅速に対応できる体制が整備されている。
 - (6) 県ホームページに掲載することに同意する。
- 2 年末・年始発熱患者受入保険薬局の指定を受けようとする薬局は、別記様式第1号による「年末・年始発熱患者受入保険薬局」指定に関する調査票（以下「調査票」という。）を県が別に定める日までに一般社団法人栃木県薬剤師会を通じて、県に提出するものとする。

(指定方法)

第3条 県は、前条に定める調査票が提出されたときは、審査を行い、適正と認められた場合は、年末・年始発熱患者受入保険薬局の指定を行うものとする。

(医療機関等への周知等)

第4条 県は、前条の規定により指定した薬局について、ホームページ等により広く県民に周知するとともに、県内医療機関に対して周知するものとする。

(指定解除)

第5条 年末・年始発熱患者受入保険薬局の指定解除を受けようとする者は、別記様式第2号により、指定解除申出書を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項に定める指定解除申出書が提出されたときは、審査を行い、指定を解除する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、年末・年始発熱患者受入保険薬局の指定要件を満たしていないなどにより、当該指定を継続しがたいと判断した場合、県は指定を解除することができる。

附 則

この要領は、令和4(2022)年11月22日から適用する。